

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第15号**

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校等の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 へき地学校に準ずる学校及び共同調理場 略</p> <p>略</p>	<p>(学校等の指定)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める へき地学校等は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 へき地学校に準ずる学校及び共同調理場 略 <u>坂出市立与島中学校</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。